

BOX PRTRについて

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、有害性のある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物に含まれての移動量を、事業者からの報告等に基づき登録し公表する仕組みである。PRTRは、環境保全を担当する行政機関が化学物質による環境リスクの管理を適切に進める上で必要なばかりでなく、化学物質を生産・使用する事業者に自主的な管理の改善を促し、消費者(市民)への意識啓発にも役立つものとして、国際的にも化学物質対策の重要な手段となっている。

すでに米国、カナダ、英国、オランダなどでは法律に根拠を持ったPRTRが導入されており、1996年には経済協力開発機構(OECD)が加盟各国にPRTRの導入に向けて取り組むよう勧告している。環境庁では、1997年6月からパイロット事業を実施し、我が国へPRTRを導入するための準備を進め、産業界も自主的な取組を進めた。これらの経験や中央環境審議会及び化学品審議会での審議を踏まえ、環境庁と通商産業省は共同でとりまとめた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案」を1999年3月に国会に提出し、同法は一部修正された後、同年7月に公布された。2000年3月には対象化学物質や事業者の範囲などが政令として公布され、2001年4月からPRTRが実施に移される予定である。

こうした仕組みは、内分泌攪乱化学物質を含め、化学物質の環境への負荷量を的確に把握し、その変動に対応した行政的措置を速やかにとる上でも不可欠なものである。